明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○銀行法第五十五条第二項の規定による同法第三条の二第一項の規定により適用される同法第五十二条の九第一項の認可の失効に関する件
（金融庁五九）　一

○銀行法第五十五条第二項の規定による同法第五十二条の九第一項の認可の失効に関する件（同六〇）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委六八）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同六九）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三八八）　二

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件
（農林水産二六七七）　二

○保安林の指定をする件
（同二六七八～二六九三）　二

○保安林の指定を解除する件
（同二六九四）　二

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通一〇三五）　四

○水路測量の実施に関する件
（海上保安庁一九九）　四

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（中部地方整備局一八〇）　五

○道路に関する件
（九州地方整備局一八四、一八五）　五

〔国会事項〕

国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）　五

〔資料〕

機械受注統計調査報告（平成二十五年八月）（実績）（内閣府）　五

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　五

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　五

会社その他　三〇

〔人事異動〕

内閣　財務省　農林水産省　防衛省　七

〔叙位・叙勲〕

七

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八

法務　八

裁判官分限事件の裁判の公示
（福岡高等裁判所）

通運　八

海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）　八

告示

○金融庁告示第五十九号

ソジェパルティシパシオンが、株式会社ＳＭＢＣ信託銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により、ソシエテ　ジェネラル　エス・エイが受けた同法第三条の二第一項の規定により適用される同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎　八

○金融庁告示第六十号

ソジェパルティシパシオンが、株式会社ＳＭＢＣ信託銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により、ソジェパルティシパシオンが受けた同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎　九

○政治資金適正化委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一　三〇

登録番号	登録年月日	氏名
四五一一	二五、九、二七	坂本　恒夫
四五一二	二五、九、二七	志村　司郎
四五一三	二五、九、二七	志村　博良
四五一四	二五、九、二七	塔尾　章
四五一五	二五、九、二七	濱本順一郎
四五一六	二五、九、二七	山口　顕
四五一七	二五、九、二七	松下　直子
四五一八	二五、九、二七	関根　則次